

件名

銀行法第十四条の一の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 粟田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後

目次

〔第一章～第七章 略〕

第八章 証券化エクスポートージャーの取扱い

第一節 〔略〕

第二節 証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセットの額

第一款 〔略〕

第二款 証券化エクスポートージャーのリスク・ウェイトの取扱い

〔第一目～第六目 略〕

第七目 適格STC証券化エクスポートージャー及び適格短期STC証券化エクスポートージャー（第二百六十七条の二・第二百六十七条の三）

第八目 不良債権証券化エクスポートージャー（第二百六十七条の四）

第九目 〔略〕

第十目 〔第八章の二～第十一章 略〕

附則
〔定義〕

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一・二 略〕

二の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポートージャーである取引をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

改 正 前

目次

〔第一章～第七章 同上〕

第八章 〔同上〕

第一節 〔同上〕

第二節 〔同上〕

第一款 〔同上〕

第二款 〔同上〕

〔第一目～第六目 同上〕

第七目 適格STC証券化エクスポートージャー（第二百六十七条の二）

第八目 不良債権証券化エクスポートージャー（第二百六十七条の三）

第九目 〔第八章の二～第十一章 同上〕

第十目 〔第八章の二～第十一章 同上〕

第十一目 〔第八章の二～第十一章 同上〕

附則
〔定義〕

第一条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

二の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポートージャーである取引をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

〔イ・ロ 略〕

ハ 第二百六十七条の三第二項に規定する適格短期STC証券化エク
　　スポーツジャーニーに該当するもの

〔三・七十六 略〕

七十七 適格なサービスサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービスサー（委託又は再委託に基づき、原資産の管理、原資産の債務者に対する原資産の請求及び回収金の受領事務を受託した者をいう。）並びに第二百六十一条の三第二項第七号及び第八号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

〔イ・ロ 略〕

〔七十七の二・百十四 略〕

（金融機関向けエクスポートジャーニー）

第六十三条 自己資本比率規制金融機関（バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社又は銀行持株会社に準ずる外国の会社をいう。以下同じ。）に対するエクスポートジャーニー（以下この条並びに第六十六条第一項及び第四項において「金融機関向けエクスポートジャーニー」という。）について、格付がある場合のリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

〔表略〕

〔2・11 略〕

〔イ・ロ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

〔三・七十六 同上〕

七十七 適格なサービスサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービスサー（委託又は再委託に基づき、原資産の管理、原資産の債務者に対する原資産の請求及び回収金の受領事務を受託した者をいう。）並びに第二百六十一条の三第二項第七号及び第八号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

〔イ・ロ 同上〕

〔七十七の二・百十四 同上〕

（金融機関向けエクスポートジャーニー）

第六十三条 自己資本比率規制金融機関（バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける金融機関（第一条第七号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社又は銀行持株会社に準ずる外国の会社をいう。以下この節において同じ。）に対するエクスポートジャーニー（以下この条並びに第六十六条第一項及び第四項において「金融機関向けエクスポートジャーニー」という。）について、格付がある場合のリスク・ウェイトは、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

〔同上〕

〔2・11 同上〕

(自己居住用不動産等向けエクスポートージャー)

第六十八条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する住宅の取得等に係るエクスポートージャー（以下「自己居住用不動産等向けエクスポートージャー」という。）であって、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該自己居住用不動産等向けエクスポートージャーのLT_V比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

〔表略〕

〔一・二 略〕

〔2～5 略〕

(賃貸用不動産向けエクスポートージャー)

第六十九条 第六十五条及び第六十七条の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす住宅の取得等に係るエクスポートージャー（以下「賃貸用不動産向けエクスポートージャー」という。）であって、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該賃貸用不動産向けエクスポートージャーのLT_V比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

〔表略〕

〔一・三 略〕

〔2～5 略〕

(自己居住用不動産等向けエクスポートージャー)

第六十九条 第六十五条及び第六十七条の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす住宅の取得等に係るエクスポートージャー（以下「賃貸用不動産向けエクスポートージャー」という。）であって、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該賃貸用不動産向けエクスポートージャーのLT_V比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔2～5 同上〕

(賃貸用不動産向けエクスポートージャー)

第六十九条 第六十五条及び第六十七条の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす住宅の取得等に係るエクスポートージャー（以下「賃貸用不動産向けエクスポートージャー」という。）であって、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該賃貸用不動産向けエクスポートージャーのLT_V比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

〔同上〕

〔一・三 同上〕

〔2～5 同上〕

(事業用不動産関連エクスポートージャー)

第七十条 第六十三条及び第六十四条から第六十七条までの規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす不動産の建設、取得、増改築その他の不動産関連費用又は運用を目的とした事業向けのエクスポートージャー（以下「事業用不動産関連エクスポートージャー」という。）であつて、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該事業用不動産関連エクスポートージャーのLT TV比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

〔表略〕

〔一・二 略〕

〔2～5 略〕

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百四十七条 銀行は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

一 〔略〕

二 当該銀行が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、銀行の倒産手続等においても当該銀行又は当該銀行の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に銀行から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号に規定する外国弁護士をいう。以下同じ。）による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすとき

(事業用不動産関連エクスポートージャー)

第七十条 第六十三条及び第六十四条から第六十七条までの規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす不動産の建設、取得、増改築その他の不動産関連費用又は運用を目的とした事業向けのエクスポートージャー（以下この節において「事業用不動産関連エクスポートージャー」という。）であつて、適格性の要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、次の表に掲げる当該事業用不動産関連エクスポートージャーのLT TV比率の区分に応じ、同表の左欄に定めるものとする。

〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔2～5 同上〕

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百四十七条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 当該銀行が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、銀行の倒産手続等においても当該銀行又は当該銀行の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に銀行から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号に規定する外国弁護士をいう。次項第三号並びに第二百六十七条の二第三項第九号及び第十五号において同じ。）による意見書を具備していること。

は、有効な支配権を有しているものとみなす。

〔イ・ロ 略〕

〔三・九 略〕

〔2～4 略〕

(リスク・ウェイトの算出)

第二百四十九条 前条第一項第二号に掲げる証券化エクスポートジャーヤーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、当該リスク・ウェイトの算出方式を次条の規定により判定するものとし、当該判定された算出方式に基づき、次目から第八目までに定めるところによりリスク・ウェイトを算出するものとする。

2 「略」

(リスク・ウェイトの算出)

第二百四十九条 前条第一項第二号に掲げる証券化エクスポートジャーヤーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、当該リスク・ウェイトの算出方式を次条の規定により判定するものとし、当該判定された算出方式に基づき、次目から第七目までに定めるところによりリスク・ウェイトを算出するものとする。

2 「同上」

第七目 適格STC証券化エクスポートジャーヤー及び適格短期
STC証券化エクスポートジャーヤー

(適格STC証券化エクスポートジャーヤーのリスク・ウェイト)

第二百六十七条の二 「略」

2 「略」

3 第一項の「適格STC証券化エクスポートジャーヤー」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをオリジネーター及び投資家が常に確認することができる資産譲渡型証券化取引に係るエクスポートジャーヤー(次条第二項各号に掲げる証券化エクスポートジャーヤー及び再証券化エクスポートジャーヤーを除く。)をいう。

2 「同上」

第七目 適格STC証券化エクスポートジャーヤー

(適格STC証券化エクスポートジャーヤーのリスク・ウェイト)

第二百六十七条の二 「同上」

2 「同上」

3 第一項の「適格STC証券化エクスポートジャーヤー」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをオリジネーター及び投資家が常に確認することができる資産譲渡型証券化取引(ABCP及びABCPプログラムにおける証券化目的導管体に対する貸付け並びに再証券化取引を除く。)に係るエクスポートジャーヤーをいう。

していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

〔イ・ロ 同上〕

〔三・九 同上〕

〔2～4 同上〕

「一〇四 略」

五 原資産プールを構成する全ての債権が次のイからニまでのいずれにも該当しないことについて、オリジネーターによる確認が原則として証券化取引の実行日の四十五日前から実行日までの間に行われていること。

イ 債権の組成に先立つ三年の間に、債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは外国倒産処理手続の承認の決定（これらに準ずる外国の手続を含む。）を受けていること、又は債務者について特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 債務者に係る事故情報（延滞、債務整理、代位弁済その他債務者の支払能力が低下していることを推認させる情報をいう。）が公的な信用情報機関に登録されていること。

ハ 債務者が、適格格付機関による格付又はこれに類する外部信用評価を付与されている場合において、信用リスクが著しく高い、又はデフォルトしていると評価されていること。

二 「略」

〔六〇八 略〕

「一〇四 同上」

イ 債権の組成に先立つ三年の間に債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは外国倒産処理手続の承認の決定（これらに準ずる外国の手続を含む。）を受けていること又は債務者について、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 債務者に係る事故情報（延滞、債務整理、代位弁済その他債務者の支払能力が低下していることを推認させる情報をいう。）が信用情報機関に登録されていること。

ハ 債務者が適格格付機関による格付又はこれに類する外部信用評価を付与されている場合において、信用リスクが著しく高いと評価されていること又はデフォルトしていると評価されていること。

二 「同上」

〔六〇八 同上〕

「一〇四 同上」

九 オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有せず、当該オリジネーターの倒産手続等においても当該オリジネーター又は当該オリジネーターの債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に当該オリジネーターから隔離されており、かつ、かかる状態につ

いて弁護士等（自行の企業内弁護士を除く。）による適切な意見書を具備していること。

〔十ㄆ十三 略〕

十四 個々の原資産に係るオリジネーターの一切の権利（議決権を含む。）が当該原資産の証券化目的導管体への譲渡に伴い当該証券化目的導管体に移転され、かつ、投資家が有する権利が関連契約において明確に定められていること。

十五 投資家が弁護士等（自行の企業内弁護士を除く。）により確認されている適切な取引関連書類又はその写しを実務上可能な範囲で取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。

〔十六ㄆ十九 略〕

二十 原資産のカットオフ日（証券化目的導管体に譲渡する原資産を確定する基準日をいう。次号並びに第二百六十七条の四第一項第一号及び第二号において同じ。）において、原資産が事業用不動産関連エクスポージャーではなく、かつ、第六章の規定により算出される原資産のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場合にあっては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる原資産の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。

イ 自己居住用不動産等向けエクスポージャー又は賃貸用不動産向けエクスポージャー 個々の原資産のリスク・ウェイトを原資産のポートフォリオにおける金額により加重平均して得たリスク・ウェイトが四十パーセント以下であること。

〔ロ・ハ 略〕

いて弁護士等による適切な意見書を具備していること。

〔十ㄆ十三 同上〕

十四 個々の原資産に係るオリジネーターの一切の権利（議決権を含む。）が当該原資産の証券化目的導管体への譲渡に伴い当該証券化目的導管体に移転され、かつ、投資家が有する権利が関連契約において明確に規定されていること。

十五 投資家が弁護士等により確認されている適切な取引関連書類又はその写しを実務上可能な範囲で取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。

〔十六ㄆ十九 同上〕

二十 原資産のカットオフ日（証券化目的導管体に譲渡する原資産を確定する基準日をいう。次号において同じ。）において、原資産が事業用不動産関連エクスポージャーではなく、かつ、第六章の規定により算出される原資産のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場合にあっては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる原資産の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。

イ 自己居住用不動産等向けエクスポージャー又は賃貸用不動産向けエクスポージャー 当該自己居住用不動産等向けエクスポージャー又は当該賃貸用不動産向けエクスポージャーで構成される原資産のポートフォリオにおける金額加重平均リスク・ウェイトが四十パーセント以下であること。

〔ロ・ハ 同上〕

二十一 原資産のカットオフ日において、個々の原資産の債権の残高が原資産プールの全ての債権の残高の合計額に占める割合がいずれも一パーセント（原資産がいずれも事業法人向けエクスボージャーであり、かつ、オリジネーターが証券化取引における証券化エクスボージャーの最劣後のトランシェを保有し、当該最劣後のトランシエの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスボージャーの総額の十パーセント以上である場合（オリジネーターが負担する信用リスクがこれと同等である場合を含む。）にあつては、二パーセント）以下であること。

二十二 [略]

（適格短期STC証券化エクスボージャーのリスク・ウェイト）

第二百六十七条の三 前条第一項及び第二項の規定は、適格短期STC証券化エクスボージャーのリスク・ウェイトの算出について準用する。

2 前項の「適格短期STC証券化エクスボージャー」とは、次の各号に掲げる証券化エクスボージャーの区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものをいう。

- 一 ABCP又はABCP[†]ログラムにおける証券化目的導管体（以下この条において「ABCP証券化目的導管体」という。）に対する貸付け、流動性補完若しくは信用補完 トランザクションの適格要件及びABCP証券化目的導管体の適格要件
- 一 ABCP証券化目的導管体とセラー（ABCP証券化目的導管体に対してABCPの裏付資産となる債権を売却する者をいう。以下この条において同じ。）との間の取引に対する流動性補完又は信用補完トランザクションの適格要件

二十一 原資産のカットオフ日において、個々の原資産の債権の残高が原資産プールの全ての債権の残高の合計額に占める割合がいずれも一パーセント（原資産がいずれも事業法人向けエクスボージャーであり、かつ、オリジネーターが証券化取引における証券化エクスボージャーの最劣後のトランシェを保有し、当該証券化エクスボージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスボージャーの総額の十パーセント以上である場合（オリジネーターが負担する信用リスクがこれと同等である場合を含む。）にあつては、二パーセント）以下であること。

二十二 [同上]

〔条を加える。〕

前項各号の「トランザクションの適格要件」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをいう。

一 セラーが売却する債権が次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 当該セラーが売却する債権が複数ある場合には、これらの債権の特性が同質であること。

ロ 証券化エクスポージャーでないこと。ただし、最優先証券化工クスピージャー（返金を要しないディスカウントによるものを除く。）である場合は、この限りでない。

二 セラーがABCP証券化目的導管体に債権を売却する時点で、スポンサー（ABCPプログラムを設定し、かつ、管理する者をいう。以下この条において同じ。）が当該債権のリスク特性を把握するために十分な期間にわたる当該債権と実質的にリスク特性が類似する資産に係る損失実績（延滞状況を含む。）に関する情報を入手可能であること。

三 セラーがABCP証券化目的導管体に債権を売却する時点で、スponsサーが次に掲げる情報の全てを入手可能であること。

イ 延滞若しくはデフォルトの状態又はこれらの兆候を示す債権でないこと。

ロ セラーがデフォルトの可能性が高いことを示す根拠を認識している債権又は差押え、仮差押えその他の強制執行手続が行われている債権でないこと。

四 次に掲げる事項について、セラー又はスponサーによる確認が原則として行われていること。

イ ABCPの裏付資産を構成する全ての債権が次の(1)から(4)までの

い、いずれにも該当しないこと。

- (1) ABCPの組成に先立つ三年の間に、当該債権の債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは外国倒産処理手続の承認の決定（これらに準ずる外国の手続を含む。）を受けていること、又は当該債務者について特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

- (2) 当該債権の債務者に係る事故情報（延滞、債務整理、代位弁済その他当該債務者の支払能力が低下していることを推認させる情報をいう。）が公的な信用情報機関に登録されていること。

- (3) 当該債権の債務者が、適格格付機関による格付又はこれに類する外部信用評価を付与されている場合において、信用リスクが著しく高い、又はデフォルトしていると評価されていること。

- (4) 当該債権の当初の債権者（オリジネーターを含む。）と債務者との間で民事上の紛争が起きていること。

- 口 ABCPの裏付資産を構成する債権がABCP証券化目的導管体に売却される時点で、当該債権の全てについて、その返済実績が原則として一回以上あること。

- 五 ABCP証券化目的導管体に売却された債権の当初の債権者がセラーである場合には、当該債権が、著しい信用力の劣化を伴わず、かつ、著しく資産を劣化させない当該セラーの一貫した審査基準に基づいて組成されていること。また、当該審査基準に重要な変更があ

つたときは、変更の時期及び目的が当該セラーからスポンサーに開示されるものであること。

六 ABCPの裏付資産を構成する債権がセラーによつて恣意的に選択され、売却されたものでないこと。

七 スポンサーが次に掲げる事項の全てについて弁護士等による適切な意見書により確認していること。

イ ABCP証券化目的導管体に売却された債権の当初の債権者、セラーその他の関係者が当該債権に対して有効な支配権を有していないこと。

ロ ABCP証券化目的導管体に売却された債権の当初の債権者、セラーその他の関係者の倒産手続等において当該債権に対して当該関係者の支配権が及ばないように、当該債権が法的に当該関係者から隔離されていること。

八 スポンサーが、次に掲げる時点の全てにおいて、セラーからABCPの裏付資産に係る個別明細データ（当該裏付資産の分散度が高い場合にあつては、個別明細データ又はリスク特性を把握することができる階層別データ）の提供を受けていること。

イ セラーがABCP証券化目的導管体に債権を売却する前の時点
ロ セラーがABCP証券化目的導管体に債権を売却した後の時点であつて、スポンサーの求めるとき。

九 ABCPの償還がその裏付資産である債権の債務者の返済能力又は返済意思に依存するものであること。

十 セラーがABCP証券化目的導管体に売却した債権について、元本及び利息の支払に関し金利リスク又は外國為替リスクが存在する場合には、スポンサーがこれらのリスクが適切にヘッジされていること。

とを確認していくこと。

十一 セラーがABCP証券化目的導管体に債権を売却する前の時点及び売却した後の時点において、ポンサーが次に掲げる要件の全てを満たしていくこと。

イ 当該債権に係る元本及び利息の支払順位が関連契約において適切に規定されていることを確認していること。

ロ 当該債権に係る元本及び利息の支払に関する情報（支払に影響を与える可能性がある事項に関する情報を含む。）を入手可能であること。

十二 スポンサーとセラーとの関連契約において、ABCP証券化目的導管体に譲渡された債権の債務者又はセラーに信用事由が発生した場合のABCP証券化目的導管体の有する権利が明確に定められていること。

十三 スポンサーが、セラーその他の取引関係者が高度な専門的知識をもつて適切に業務遂行することができる能力及び十分な実績を備えていることを確認していること。

十四 セラーがポンサーに対して次に掲げる事項を記載した書類を開示していること。

イ セラーと関連当事者（サービスナー（委託又は再委託に基づき、当該セラーがABCP証券化目的導管体に売却した債権の管理、当該債権の債務者に対する当該債権の請求及び回収金の受領事務を受託した者をいう。ロにおいて同じ。）を含む。）との取引に係る契約上の義務及び責任

ロ 重要な関連当事者（サービスナー及び当該セラーがABCP証券化目的導管体に売却した債権に対する流動性補完を提供する者を含

む。）の信用力悪化時の交代に関する事項

十五 セラーがABCP証券化目的導管体に売却した債権の全てについて、

て、ポンサーが次に掲げる情報の全てを入手可能であること。

イ 当該債権に係る元本及び利息の支払実績（予定されていた支払

額、期限前償還元本額及び未収利息の額を含む。）

ロ 当該債権に係る延滞状況等

ハ イ及びロに掲げるもの以外の収入及び支払に関する情報

十六 債権の取得日において、当該債権が事業用不動産関連エクスボージャーではなく、かつ、第六章の規定により算出される当該債権のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができますの場合にあっては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）ができる場合にあっては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が次のイからハまでに掲げる当該債権の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。

イ 自己居住用不動産等向けエクスボージャー又は賃貸用不動産向けエクスボージャー 個々のABCPの裏付資産（当該債権を含む。）のリスク・ウェイトを当該裏付資産のポートフォリオにおける金額により加重平均して得たリスク・ウェイトが四十パーセント以下であること。

ロ 中堅中小企業等向けエクスボージャー又は個人向けエクスボージャー（イに該当するものを除く。） 個々の当該債権のリスク・ウェイトが七十五パーセント以下であること。

ハ イ及びロに掲げるもの以外のエクスボージャー 個々の当該債権のリスク・ウェイトが百パーセント以下であること。

4 第二項第一号の「ABCP証券化目的導管体の適格要件」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをいう。

一 スポンサーが投資家に対して、前項第一号に掲げる要件の充足を

疎明し、かつ、保証していること、及びその充足の状況を適時に説明することができること。

二 スポンサーが投資家に対してABCPプログラムのリスク特性を把握するためには十分な期間にわたる裏付資産と実質的にリスク特性が類似する資産に係る損失実績（延滞状況を含む。）に関する情報を開示していること。

三 スポンサーが、次のイ又はロに掲げるABCPの裏付資産となる債権の区分に応じ、当該イ又はロに定める当該裏付資産と実質的にリスク特性が類似する資産を裏付資産とするABCPプログラムのスポンサーとしての経験年数を有していること。

イ 個人に對する債権又はこれに類するもの

三年以上

ロ イに掲げる債権以外のもの

五年以上

四 スポンサーが投資家に對して前項第三号及び第四号の要件の充足を疎明し、かつ、保証していること。

五 スポンサーが投資家に對して次に掲げる事項の全てを疎明し、かつ、保証していること。

イ ABCP証券化目的導管体により購入される債権に係る全ての引受方針が一貫したものであることを確認するための措置を講じていること。

ロ イの措置の内容を説明することができること。

ハイの引受方針に変更があった場合において、スポンサーがセラーから遅滞なく当該変更の内容及び目的入手することができるること。

六 スポンサーが投資家に對してセラーの選定基準を開示しているこ

と。

- 七　　ポンサーが次に掲げる要件の全てを満たしていること。
- イ　　ABCPの裏付資産を構成する債権への強制執行可能性を当該ス
ポンサーが確認した結果について、投資家に対して疎明し、かつ
、保証していること。
- ロ　　ABCPの裏付資産を構成する債権の全てがセラーから隔離され
ていることについて当該セラーから疎明及び保証を受けているこ
とを投資家に対して開示していること。
- 八　　ABCP証券化目的導管体がABCPを発行する前の時点及び発行し
た後の取引期間中において、ポンサーが投資家に対してABCPの
裏付資産に係るリスク特性を把握することができる集計データを提
供していること。
- 九　　ポンサーがABCP証券化目的導管体により発行されるABCPの
全てに対しても条件かつ適時に全額を支払う流動性補完、信用補完
その他のリスクに対する補完措置を提供していること。
- 十　　ポンサーが前号の流動性補完、信用補完その他のリスクに対す
る補完措置の内容を投資家に対して提供していること。
- 十一　元本及び利息の支払に関し金利リスク又は外国為替リスクが存
在する場合には、ポンサーがこれらのリスクが適切にヘッジされ
ていることを確認し、かつ、その旨を投資家に対して開示している
こと。
- 十二　ABCP証券化目的導管体と投資家との間の取引関連書類におい
て、当該ABCP証券化目的導管体がABCPの償還期限を延長するこ
とができる旨の特約が定められていないこと。
- 十三　ポンサーが次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 元本及び利息の支払（ABCPプログラムに提供される信用補完によるものを含む。）に係る順位が関連契約において適切に規定

されていることを投資家に対して開示していること。

ロ 前項第十一号イ及びロに掲げる要件を満たしてることを投資

家に対して疎明し、かつ、保証していること。

十四 スポンサーが、自らに信用事由が発生した際に投資家が有する

権利を当該投資家との関連契約において明確に定めていること。

十五 スポンサーが次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ ABCP証券化目的導管体がABCPを発行する前の時点において
、スポンサーが投資家に対して弁護士等（自行の企業内弁護士を
除く。）により確認されている適切な目論見書（当該ABCPに係
るものに限る。）を実務上可能な範囲で開示していること。

ロ セラーがABCP証券化目的導管体に債権を売却する前の時点に
おいて、スポンサーが弁護士等（自行の企業内弁護士を除く。）
により確認されている適切な目論見書（当該債権の売却に係るも
のに限る。）を実務上可能な範囲で入手可能であること。

十六 セラーやは、スポンサーがABCPプログラムにおける信用リスク
の一部を適切な態様で負担していること。また、スポンサーが投資
家に対してその負担の態様を開示するものであること。

十七 次に掲げる期間のうちいずれか長い期間が三年以下であること
。

イ ABCP証券化目的導管体が保有するABCPの個々の裏付資産の

残存期間を当該裏付資産の残高で加重平均して算出した期間

ロ イに掲げる期間（当該期間を算出することができない場合にあ
つては、ABCP証券化目的導管体が保有するABCPの個々の裏付

資産の残存期間のうち最も長いものとすることができる。）について、当該ABCP証券化目的導管体が発行する全てのABCPの残

高で加重平均して算出した期間

十八 スポンサーが自己資本比率規制金融機関に該当する」と。

十九 スポンサーが前項各号に掲げる要件の全てを満たしているかどうかについて、投資家に対して疎明し、かつ、保証すること（セラーによる情報が必要である場合にあっては、当該セラーから疎明されている範囲において、投資家に対して疎明し、かつ、保証すること）ができる」と。

二十 スポンサーが次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 流動性補完及び信用補完について高度な専門的知識をもつて適切に業務遂行することができる能力及び十分な実績を備えていること。

ロ 取引関連書類において、投資家の利益のために行動する義務を定めていること。

二十一 ABCP証券化目的導管体とセラーとの間の取引関連書類、ABCP証券化目的導管体と投資家又は貸付けを行う者との間の取引関連書類その他取引関連書類に次に掲げる事項（ABCP証券化目的導管体とセラーとの間の取引関連書類にあっては、イ及びロに掲げる事項に限る。）が明記されていること。

イ ABCPプログラムの関連当事者の契約上の義務及び責任

ロ 重要な関連当事者の信用力悪化時の交代に関する事項

ハ ABCPプログラムに対する流動性補完又は信用補完の内容

二十二 ABCP証券化目的導管体がセラーから債権を取得する日において、個々の債権の残高が当該債権が裏付資産となるABCPの全て

の裏付資産の残高の合計額に占める割合が、いずれも二パーセント（当該債権がいすれも事業法人向けエクスボージャーであり、かつ、セラー又はポンサーが次のイ又はロに掲げるトランシェを保有し、当該トランシェの合計額が当該イ又はロに定める額の十パーセント以上である場合（セラー又はポンサーが負担する信用リスクがこれと同等である場合を含む。）にあつては、三パーセント）以下であること。

イ ABCP の最劣後のトランシェ 当該ABCP の裏付資産となる債

権の総額

ロ 当該債権の最劣後のトランシェ 当該債権の全てのトランシェの総額

第八目 不良債権証券化エクスボージャー

〔目を加える。〕

第二百六十七条の四 次に掲げる要件の全てに該当する証券化エクスボージャー（次項及び第四項において「不良債権証券化エクスボージャー」という。）のリスク・ウェイトは、当該リスク・ウェイトが内部格付手法準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いて算出される場合は、第二目、第五目及び第六目の規定にかかわらず、百パーセントを下回らないものとする。

一 原資産のカットオフ日において当該証券化エクスボージャーに係る第二百六十六条の規定により算出される原資産プールの延滞率（W）が九十パーセント以上であること。

二 原資産の再編その他の理由による構成資産の入替えにかかわらず、前号に掲げる要件に係る状況が原資産のカットオフ日以降も継続

することが見込まれること。

三 当該証券化エクスボージャーが再証券化エクスボージャーでないこと。

2 不良債権証券化エクスボージャーが次に掲げる要件の全てに該当する場合には、そのリスク・ウェイトは、第二目、第五目及び第六目の規定にかかわらず、百パーセントとすることができる。

- 一 資産譲渡型証券化取引に係るエクスボージャーに該当し、かつ、最優先証券化エクスボージャーに該当すること。
- 二 オリジネーターその他の者が当該不良債権証券化エクスボージャーに係る証券化目的導管体に原資産を譲渡するときに行つたディスカウントの額（返金を要しないものに限る。次項において同じ。）が証券化取引の原資産を構成する全ての資産の残高の合計額に占める割合が、五十パーセント以上であること。

三 当該不良債権証券化エクスボージャーのリスク・ウェイトを算出する方式が内部格付手法準拠方式又は標準的手法準拠方式であることを。

3 前項第二号のディスカウントの額は、オリジネーターその他の者が一部のトランシェを引き受けている場合には、当該オリジネーターその他の者が当該トランシェを証券化目的導管体以外の第三者に初めて譲渡するときに限り、当該譲渡するときに行つたディスカウントの額を加えたものとすることができる。

4 内部格付手法採用行は、不良債権証券化エクスボージャーの裏付資産であるエクスボージャーが事業法人等向けエクスボージャーである場合において、当該エクスボージャーのLGD及びEADに自行推計値を用いないときは、当該エクスボージャーのリスク・ウェイトを算出す

る方式として内部格付手法準拠方式を用いないものとする。

(階層化された信用リスク削減手法の取扱い)

第二百七十条 【略】

〔2～4 略〕

5 銀行が複数の階層に分割される前の当時の証券化エクスポートージャー（以下この項及び次項において「当時の証券化エクスポートージャー」という。）自体の信用リスクを負っていると仮定した場合において、当該当時の証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、第二百五十条の規定に基づいて外部格付準拠方式を用いるものと判定されるときは、みなしトランシェに係る証券化エクスポートージャーの信用リスク・アセットの額の算出には、次の各号に掲げる銀行が保有するみなしトランシェの状況の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

〔一・二 略〕

三 前二号のいずれにも該当しない場合 前款第五目、第七目又は第八目の規定により算出されるリスク・ウェイト。ただし、第一号に定めるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

6 【略】

備考 表中の「」の記載は注記である。

(階層化された信用リスク削減手法の取扱い)

第二百七十条 【同上】

〔2～4 同上〕

5 【同上】

〔一・二 同上〕

三 前二号のいずれにも該当しない場合 前款第五目又は第七目の規定により算出されるリスク・ウェイト。ただし、第一号に定めるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

6 【同上】

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この告示による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二百六十七条の二第三項に規定する適格STC証券化エクスポート・ジャマーのリスク・ウェイトの算出については、この告示の適用の日（次条第二項において「適用日」という。）から起算して一年を経過する日までの間は、この告示による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（次条において「新銀行告示」という。）第八章第二節第二款第七目の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十二号。次項に

において「令和四年改正銀行告示」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う銀行については、同項の規定にかかわらず、新銀行告示第二百六十七条の二第三項第二十号及び第二百六十七条の三第三項第十六号中「事業用不動産関連エクスボージャー」とあるのは「不動産取得等事業向けエクスボージャー」と、「自己居住用不動産等向けエクスボージャー」又は賃貸用不動産向けエクスボージャー」とあるのは「抵当権付住宅ローン又は十分な保証が付された住宅ローン」と、「中堅中小企業等向けエクスボージャー」とあるのは「中小企業等向けエクスボージャー」と読み替えて、新銀行告示第八章第二節第二款第七目及び第八目並びに第二百七十条第五項第三号の規定を適用する。

2 令和四年改正銀行告示附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和四年改正銀行告示による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二百六十七条の二第三項に規定する適格STC証券化エクスボージャーのリスク・ウェイトの算出については、適用日から起算して一年を経過する日までの間は、前項の規定により適用するものとされた新銀行告示第八章第二節第二款第七目の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。